

浄化槽等廃止届

年 月 日

(宛先)

西宮市長様

届出者

住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

(代表者)

電話 ()

※廃止する1又は2に○をつけて下さい。

1 浄化槽

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の2の規定により、次のとおり届出ます。

浄化槽の規模	人槽 m^3 /日
設置場所	西宮市
設置の届出の年月日(注1)	年 月 日 号
廃止年月日	年 月 日
処理の対象	①し尿のみ(単独浄化槽) ②し尿及び雑排水(合併浄化槽)
廃止の事由 (該当するものに○をして下さい)	1 公共下水道への切替のため。 2 その他(具体的にお書き下さい)
最終清掃業者(注2) (西宮市許可業者に限る)	

(注1) 「設置の届出の年月日」の欄は、建築確認を伴ったものにあつては、建築確認年月日及び番号を記入して下さい。

(注2) 最終清掃業者は、浄化槽法第35条第1項及び西宮市廃棄物処理及び清掃に関する規則第8条の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けた者に限ります。

2 汲取り便所

汲取り便所便槽数	便槽
設置場所	西宮市
廃止年月日	年 月 日
廃止の事由 (該当するものに○をして下さい)	1 公共下水道への切替のため。 2 その他(具体的にお書き下さい)

浄化槽法

(廃止の届出)

第11条の2 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第六章 浄化槽清掃業の許可

(許可)

第三十五条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。
- 3 第一項の許可を受けようとする者(以下「清掃業許可申請者」という。)は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。
- 4 市町村長は、第一項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。

西宮市廃棄物処理及び清掃に関する規則

(浄化槽清掃業)

第8条 第3条から第7条までの規定は、浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可及び当該許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)について準用する。

- 2 前項に定めるもののほか、浄化槽清掃業者に関する必要な事項は、市長が別に定める。

環境省関係浄化槽法施行規則

(廃止の届出)

第九条の三 法第十一条の二の規定による届出は、様式第一号の届出書を提出することにより行うものとする。